

令和6年度
環境対応車導入促進
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が環境対応車を導入した場合、購入費用の一部を助成することとし、もって会員の行う環境対策事業を奨励するとともに経営安定の一助に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象車両)

第4条 車両総重量2.5トン超の次に掲げる車両のうち、令和6年4月1日から令和7年2月28日までに奈良県内で新車新規登録が完了する車両を助成対象とする。

(1) 天然ガス自動車

(2) ハイブリッド自動車

(3) 電気自動車

(4) 燃料電池自動車

2 車両総重量25トンクラスの大型天然ガス自動車（新車）及びハイブリッド自動車（新車）は公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が単独で助成する。

3 第1項第3号及び第4号の車両については、中小企業者（資本金3億円以下または従業員数300人以下）の会員事業者が導入する場合のみ助成対象とする。

4 第1項第4号の車両について全ト協は、令和5年4月1日から令和6年2月29日までに奈良県内で新車新規登録が完了した車両も助成対象とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、協会が別表に定めるものとし、1社あたりの助成上限台数は2台とする。

2 前項の助成上限台数を超えて申請するとき、又は全ト協の予算額に達した後に申請するときは、全ト協予算の範囲内で全ト協のみ助成金を交付する。

(導入方法)

第6条 買取り、リース、割賦いずれについても助成対象とする。ただしリースによる導入の場合は、全ト協が別に定める条件を満たさなければならない。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、車両を登録する前に「環境対応車導入促進助成金交付申請書」(5枚複写)を使用し、令和6年4月1日から令和7年1月20日までに協会へ申請しなければならない。ただし、4月から6月の登録車両に限り登録後の申請を認めることとし、その受付は7月31日までとする。

(交付決定)

第8条 協会は、全ト協環境対応車導入促進助成金交付要綱第7条に基づき、全ト協から交付決定通知を受けたときは、買取り及び割賦導入にあつては会員事業者に対し、リース導入にあつてはリース事業者にこれを通知する。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、速やかに、購入及び割賦による導入にあつては様式1「環境対応車導入促進助成金請求書」をリースによる導入のときは様式2「環境対応車導入促進助成金実績報告書」を協会に提出しなければならない。

- 2 リース事業者は、契約先の環境対応車導入事業が完了したときは、速やかに、請求書を協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 協会は、前条に規定する請求又は報告があつた場合には、その内容を精査し、当該車両が買取り及び割賦による導入のときは、会員事業者に対して、リースによる導入のときは、会員事業者のリース契約先に対して、助成金を交付する。なお、リース事業者は交付された助成金を会員事業者に対して確実に還元すること。

(申請内容の変更・取下げ)

第11条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、交付決定後、申請内容を変更するときは、速やかに、様式3「環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書」を協会に提出しなければならない。

- 2 会員事業者は、交付決定後、交付を辞退するとき、又は、事業の遂行が困難となったときは、速やかに、様式4「環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書」を協会に提出しなければならない。

(処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった車両が新車新規登録の日から起算して次に掲げる法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

- 1 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年
- 2 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第13条 会員事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 会員事業者又は助成金の交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会及び全ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、前条に規定する法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 会員事業者が協会を退会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、協会及び全ト協は、会員事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

第13条の2 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、買取りによる導入の場合は会員事業者に対し、リースによる導入の場合は会員事業者の契約先のリース事業者に対し、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(報告の義務)

第14条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和6年4月1日より適用する。